

牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日
農林水産大臣公表

目次

前文	1
第1章 基本方針	2
第1 基本方針	2
第2章 発生予防対策	2
第2 平時からの取組	2
第3 発生に備えた体制の構築・強化	2
第3章 まん延防止対策	2
第4 異常家畜の発見及び検査等の実施	2
第5 病性等の判定	5
第6 病性等判定時の措置	6
第7 発生農場等における防疫措置	6
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	6
第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	6
第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	9
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	10
第12 病原体の浸潤状況の確認等	10
第13 ワクチン（法第31条）	12
第14 消毒薬	13
第15 家畜の再導入	13
第16 発生の原因究明	13
第4章 その他	13
第17 その他	13

前文

- 1 牛肺疫は、国際連合食糧農業機関（FAO F A O）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 牛肺疫は、その病原体がの伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
 - (4) 国際的にも牛肺疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 現在、主にアフリカ大陸において牛肺疫の発生が継続して確認されており、国際的な人、物及び物の往来が急速に増加していることから状況を踏まえると、今後、我が国に牛肺疫が侵入する可能性は否定できない。
- 4 このため、国民、海外旅行者日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に牛肺疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（飼養されている牛、水牛及び鹿をいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における牛肺疫の発生の状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年11月20日令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第1を準用する。

第2章 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備対策

第2 平時からの取組

口蹄疫防疫指針第2を準用する。

第3 発生に備えた体制の構築・強化

口蹄疫防疫指針第3を準用する。

第3章 まん延防止対策

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛肺疫を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の（1）から（3）までのいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者所有者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

- （1）複数の家畜に、四肢の関節の急速な腫脹^{しゅちやう}がみられ、また、首の前方への伸長及び屈曲が困難等の特徴的な姿勢がみられること。
- （2）複数の家畜に 40.0℃以上の発熱及び疼痛^{とう}性の強い発咳（せき）、呼吸困難又は泌乳の停止があること。
- （3）複数の死亡家畜がいること。

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

- （1）家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な頭数）の症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。

- （2）家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の（1）から（3）までに掲げる異状を確認し、牛肺疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第3の第4の2の（3）に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第3の第4の2から8までに基づき対応する。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬

物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ⑤ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (3) 都道府県畜産主務課は、(2)により解剖検査を行う旨の連絡を受けた場合には、臨床検査の結果、異常家畜の写真、臨床検査の結果及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

(4) 動物衛生課は、(3)の報告を踏まえ、3により検体の提出を求める。

3 検体の送付

- (1) 家畜防疫員は、2(2)により行った解剖検査の結果、線維素析出を伴う顕著な四肢・頸椎の関節炎及び関節周囲炎や肺に大理石紋様の病変を確認した場合には、当該病変部位をデジタルカメラで鮮明に撮影する。
- (2) また、都道府県は、血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、病変部位の写真及び当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所研究部門（以下「動物衛生研究所研究部門」という。）に搬入する。

4 農場等における措置

- (1) 都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。
 - ① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた家畜
 - イ 生乳
 - ウ 採取された精液及び受精卵等
 - エ 家畜の死体
 - オ 家畜の排せつ物等
 - カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
 - ② 当該農場への関係者以外の者の出入りを制限する。
 - ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- (2) 都道府県は、3の(2)により動物衛生研究部門に病変部位の写真及び検体のを動物衛生研究部門に搬入を行ったした場合には、速やかに、当該農場に関する過去63日間における次の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
 - ① 家畜の移出入移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしたしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

ア 農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）の衛生管理区域内で作業を行う者

イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両

- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵等の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

5 動物衛生研究部門による検査

~~動物衛生研究部門は、3の（2）により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（菌分離検査、PCR等の遺伝子検査及び免疫学的抗原検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。~~

~~6 陽性判定時に備えた準備~~

~~都道府県は、3の（2）により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5.6により動物衛生研究所部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。~~

- ~~(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握~~
- ~~(2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理~~
- ~~(3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）~~
- ~~(4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の要否有無を含む。）~~
- ~~(5) 消毒ポイントの設置場所の検討選定~~
- ~~(6) 当該農場の所在する市町村、隣接する都道府県及び関係機関団体への連絡~~

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3の（2）により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（マイコプラズマ分離検査、PCR等の遺伝子検査及び免疫学的抗原検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 その他

~~2.1~~から6までの措置は、家畜の所有者等からの通報届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。

第4第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により、~~病性等の判定を行うものとする。~~

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の~~(1)及び(2)~~により、~~病性を判定する。~~

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第3の5第4の6により動物衛生研究所部門が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第8の第9の1の（1）の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第412の1の（2）の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛肺疫の病理所見を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、病理所見及び疫学情報により、直ちに判定する。
- (2) （1）の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行う菌マイコプラズマ分離検査、免疫学的抗原検査及び血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① 菌マイコプラズマ分離検査により、牛肺疫菌マイコプラズマが分離された家畜
- ② 牛肺疫の病理所見が明確であり、遺伝子検査により牛肺疫菌マイコプラズマに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 牛肺疫の病理所見が明確であり、免疫学的抗原検査により牛肺疫菌マイコプラズマの抗原が検出された家畜

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合、~~当該患畜にあっては、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜についても疑似患畜とする。~~）
- ② 牛肺疫の病理所見が明確であり、血清抗体検査により牛肺疫菌マイコプラズマに対する抗体が検出された家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 第8の第9の1の（1）の移動制限区域内又は第412の1の（2）の疫学関連家畜を使用する農場において、牛肺疫の病理所見が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ④ 患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、その発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って28日目の日以降から現在までの間に、当該患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっているいた者が、当該飼養管理を行っ

て以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

- ⑤ 第412の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目以降に患畜の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜(②及び③に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑥ 第412の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日以降から現在までの間に患畜又は疑似患畜(②及び③に掲げる家畜に限る。)から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜
- ⑦ 第412の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日より前に患畜又は疑似患畜(②及び③に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第5第6 病性等判定時の措置

~~口蹄疫防疫指針第5を準用する。~~

第6 ~~発生農場等における防疫措置(法第16条、第21条、第23条、第25条)~~

~~口蹄疫防疫指針第6を準用する。~~

第7 ~~通行の制限又は遮断(法第15条)発生農場等における防疫措置~~

~~口蹄疫防疫指針第7を準用する。~~

第8 通行の制限又は遮断(法第15条)

口蹄疫防疫指針第8を準用する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条)

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

- ① 都道府県は、第4の第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1km以内の区域について、家畜等(4に掲げるものをいう。(2)及び5の(3)において同じ。)の移動を禁止する区域(以下「移動制限区域」という。)として設定する。ただし、第4の第5の2の判定前であっても牛肺疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- ② 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第3の第4の4の(2)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径1kmを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

(2) 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域

に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、（１）の②の場合には、移動制限区域の外縁から5km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（３）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が、第5の2により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（４）制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。
- ② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

（５）家畜の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。~~また、当該区域内の家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、鹿等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。~~

（６）制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

2 制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

1の（１）の①の区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限

定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径1kmまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から5km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部を解除する。

(1) 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

- ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理、法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後52日が経過した後に実施する第412の2の（2）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性を確認されていること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後63日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

第412の2の（1）の発生状況確認検査において、移動制限区域及び搬出制限区域内のより全ての農場で陰性を確認したされた時に解除する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場（第412の2の（1）の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び、受精卵等（病性等判定日から遡って63日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 家畜の排せつ物等
- (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をする行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動するさせることができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
 - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合

には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を**する行う**場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ **原料死体等**置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ **死体等**の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から**原料死体等**投入場所までの経路を消毒する。

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を**する行う**ことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の**アからウまでの**措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、**都道府県**は、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後 63 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 63 日間経過後、発生状況、移動に伴う病原体の拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、次のとおり制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

① 移動制限区域内のと畜場の事業を再開すること。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

② 移動制限区域外から移動制限区域内へ家畜を**移入する移動させる**こと。

第 9 家畜集合施設の開催等の制限 (法第 33 条・第 34 条)

口蹄疫防疫指針第 9 を準用する。

第 10 消毒ポイント家畜集合施設の設置開催等の制限等 (法第 28 条の 2 等 26 条、第 33

条及び第34条)

口蹄疫防疫指針第10を準用する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

口蹄疫防疫指針第11を準用する。

第12 病原体の浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

都道府県は、第3の第4の4の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、病原体に汚染されたおそれのある家畜（以下、「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く）とともに、。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から56日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、56日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

- ① 病性等判定日から遡って29日以上63日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性等判定日から遡って29日以上63日以内に疑似患畜（第4の第5の2の(2)の②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
- ③ 病性等判定日から遡って29日以上63日以内に患畜又は疑似患畜（第4の第5の2の(2)の②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜
- ④ 第4の第5の2の(2)の⑤から⑦に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお⑤ その他、病性等判定日から遡って63日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、や他の農場の家畜防疫員や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場にから疑似患畜となるおそれがある家畜が飼養されている当該他の農場の家畜について、疫学関連家畜とする。

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を使用飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、患畜又は疑似患畜と(2)の接触後56日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき疫学関連家畜飼養農場

の、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた家畜
- ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
- ③ 当該農場で採取された精液及び、受精卵（病性等判定日から遡って63日目63日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 家畜の排せつ物等
- ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、牛肺疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① 電話調査

都道府県は、第4の第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

② 立入検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、第4の第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿にあつては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあつては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあつては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあつては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）及び鹿にあつては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

(2) 清浄性確認検査

第9の1により設定した制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後52日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿にあつては、6頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があつた場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があつた場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について

て、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果に基づき、第4ついて、第5の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第4第5の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。

5 検査員の遵守事項

1の疫学調査又は及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査及び又は2の検査において、家畜の飼養農場に立ち入らないこと。なおただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち上がった農場の家畜について1の(2)又は2で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認(法第34条の2)

(1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛肺疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾患の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 ワクチン(法第31条)

現行のワクチンは、牛肺疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御す

ることはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、牛肺疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

国際獣疫事務局（OIE O I E）も、「アフリカ等のまん延地帯ではワクチンの使用は極めて有効であるが、清浄国ではサーベイランスの阻害要因となるので使用すべきではない」としている。

このため、ワクチンは、原則として使用しない。

第 1314 消毒薬

牛肺疫菌の病原体は、マイコプラズマであることから、次亜塩素酸ナトリウムなど日常使用している消毒薬が有効である。

第 1415 家畜の再導入

~~口蹄疫防疫指針第 14 を準用する。~~

第 15 発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第 15 を準用する。

第 16 その他発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第 16 を準用する。

第 4 章 その他

第 17 その他

~~口蹄疫防疫指針第 25 を準用する。~~